横浜市記者発表資料



令和4年9月30日総務局地域防災課

災害用備蓄食料を無償でお配りします!

横浜市の備蓄食料の周知や家庭内備蓄の促進などの防災意識の啓発や食品ロス削減の観点から、 備蓄食料を無償でお配りします。

今年度は各区役所(※一部区を除く)で配布することとし、次のとおり無償配布します。

1 お配りする備蓄食料

- (1) 保存パン20食入り 2,000箱(40,000食)程度
- (2) 水缶詰 24 本入り 5,500 箱(132,000 本)程度
- (3) おかゆ 20 食入り 1,350 箱 (27,000 食) 程度
- (4) クラッカー70 食入り 550 箱 (38,500 食)程度
- (5) ビスケット 100 食入り 350 箱 (35,000 食)程度

2 対象

横浜市内の法人・団体(自治会・町内会、NPO、社会福祉法人等)

※民間企業及び個人は対象外とさせていただきます。

3 申込方法

(1) 申込期間

令和4年10月3日(月)から10月14日(金)まで

- (2) 申込方法 ※ 詳細は別紙をご覧ください。
 - ア 横浜市電子申請・届出サービス
 - イ 往復はがき
- (3) 引渡しのご連絡
 - 10 月下旬から、順次引渡し日時を郵送でお知らせします。
 - ※ 応募が配布可能数を超えた場合は、受付期間終了後抽選とさせていただきます。 抽選結果については、郵送でお知らせします。

(4) 注意事項

- ア 申込みは1種類のみとし、保存パン、水缶詰、おかゆは**最大 25 箱**まで、クラッカーとビスケットは**最大 10 箱** までとします。
- イ 申込みは1団体1通とし、2通目以降は無効とします。
- ウ 郵送での配布は行っていませんので、引取場所までお越しいただくこととなります。
- エ 配布した備蓄食料は、絶対に転売しないでください。
- オ 賞味期限内に食べきり、期限が過ぎたものは処分をお願いします。

4 備蓄食料の引渡し

原則、所在区の各区役所(※次の区を除く)で引き渡しします。

- ※ 鶴見区、神奈川区の方は、入船公園方面備蓄庫(鶴見区弁天町3-1)
- ※ 中区、南区、港南区、金沢区の方は、南部方面備蓄庫(横浜市金沢区富岡東2-2-10)
- ※ 旭区の方は、西部方面備蓄庫(横浜市旭区上白根3-38-2 (資源循環局北部事務所敷地内)) で配布予定



お問合せ先